

《長崎新聞 平成 25 年 5 月 27 日朝刊より転載》

【質問】混合診療の解禁に賛否両方の意見を聞きますが、具体的にはどのようなメリット、デメリットがあるのでしょうか。
(71歳、無職男性)

混合診療の問題点

【回答】混合診療とは、健康保険で診ることのできる範囲内の診療は健康保険で賄い、範囲外の分を自費で払うという、保険診療と自費診療を組み合わせることをいいます。

日本では混合診療は原則禁止されており、疾病に関する一連の診療費用のうち一部でも自費診療を行うと、保険診療可能な部分も含め全ての費用が自費診療となります。

経済力が人の命を左右

療、つまりは全額自己負担となります。

混合診療では例えば、検査などは保険診療で行い、保険外のために使うことのできない薬や技術など最新の治療を自費診療で受けられるという、患者さんのメリットがあります。



しかし、政府は現在、財政難を理由に保険の給付範囲を見直そうとしています。

患者さんの経済力によって受けられる医療の差が広がります。つまり、人の健康や命がお金のあるなしで区別されることになってしまふのです。

す。そうした流れの中で混合診療を認めると保険給付の範囲を狭めて、新しい薬や技術はもちろん、現在保険診療で認めている薬や技術までも保険外とする可能性がります。保険外診療の費用は患者さんの自己負担ですから、

われわれ医師会は、お金のあるなしで医療が左右される混合診療の全面的解禁には強く反対しています。

安全性への影響 危惧

自費で保険診療と併用できる仕組みがあります。このような形で混合診療を取り入れていくことが、患者さんにとって格差が少なく、高度な医療が受けやすくなる最良の方法と考えます。

また、自由診療の部分が大きくなれば、保険会社が参入して医療に営利企業の論理が持ち込まれたり、安全性や有効性が証明されなかったために認可されなかった薬が自由診療で使われたりするなど医療の安全性が損なわれることも危惧されます。

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q & A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。

(県医師会)